

## 学生ボランティア（メンタルフレンド）募集要項

### 1 趣旨

兵庫県立但馬やまびこの郷は、県内に在住する不登校及び不登校傾向の児童生徒を支援する施設である。当所では、豊かな自然の中で、自然、人及び地域とふれあう体験と集団生活を通じて、自主及び自立の精神並びに人間相互の関係についての正しい理解を養い、社会的に自立することができるよう支援することにより、こころ豊かな青少年の育成を図っている。

その目的達成のため、体験活動等の補助及び児童生徒の活動支援等をする学生ボランティア（以下「メンタルフレンド」という。）を募集する。

### 2 応募条件

不登校及び不登校傾向の児童生徒の活動支援等を希望する者（教育・心理・福祉を専攻する者など）で、以下のいずれかに該当する者

- (1) 兵庫県内に所在地がある大学又は大学院に在籍する学生
- (2) 兵庫県出身者で、他府県の大学又は大学院に在籍する学生
- (3) その他、所長が適当と認めた者

### 3 募集期間

随時

### 4 活動場所

- (1) 兵庫県立但馬やまびこの郷及び活動プログラムで利用する場所
- (2) 「地域やまびこ教室」を開催する県内各会場  
(神戸、阪神、播磨東、播磨西、淡路等各地域で開催予定)

### 5 活動期間

- (1) 兵庫県立但馬やまびこの郷で実施する宿泊体験活動については1回あたり4泊5日以内
- (2) 「地域やまびこ教室」については1日

### 6 活動内容

体験活動の補助及び児童生徒の活動支援等をする。

### 7 登録及び委嘱

- (1) 登録希望者は、当所ホームページの学生ボランティア（メンタルフレンド）登録申込フォームより必要事項を入力・送信する。
- (2) 登録希望者は、当所ホームページより「性暴力の防止について」の内容を確認のうえ、誓約書に必要事項を記入し、当所に電子メールにて送信する。
- (3) 登録申込があり誓約書を受理した者をメンタルフレンド名簿に登録する。  
令和8年12月25日以降の活動を希望する者には、「こども性暴力防止法」に基づく過去の性犯罪歴の確認を行い（「こども性暴力防止法関連システム」稼働後）、過去の性犯罪歴がない場合にメンタルフレンド名簿に登録する。登録期間は、過去の性犯罪歴がないことが確認できた者については大学又は大学院在学中の期間、それ以外の者については令和8年12月24日までの期間とする。
- (4) 登録者と当所で、活動時期等を調整し、活動時期決定後、登録者に委嘱する。委嘱期間は、メンタルフレンドとして活動する期間とする。

## 8 処遇等

- (1) 当所の規定に基づいて、往復の交通費を次号の実費のうち朝・夕食代及びリネン費とともに旅費として支給する。
- (2) 食費（朝食代、昼食代、夕食代）とリネン費、活動に関する費用の実費を請求する。
- (3) 当所が加入するボランティア保険の被保険者とする。（個人で加入している場合を除く）

## 9 問い合わせ先

兵庫県立但馬やまびこの郷 指導課

〒669-5135 兵庫県朝来市山東町森字向山 3045-101

TEL 079-676-4724 FAX 079-676-4721

Email : Tajimayamabiko@pref.hyogo.lg.jp